

茨城県報

第5403号

昭和41年 5 月26日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示	ページ	目 次	ページ
●日立市内の町の区域及び名称の変更……………	1	●土地配分計画……………	15
●昭和41年度危険物取扱主任者試験の施行……………	9	●大和西地区土地改良事業計画変更の認可……………	15
●生活保護法に基づく医療機関の指定、変更及び廃止……………	12	●報恩寺地区土地改良事業の縦覧……………	15
●ニューカッスル病予防指定の一部改正……………	13	●建築基準法に基づく道路の指定 (13件) ……	16
●ひな白痢検査の実施……………	13	●建築基準法に基づく道路の廃止……………	20
●牛の流行性感冒予防注射の実施……………	14		
●木材業者の登録……………	14	公 告	
		●あゆの採捕禁止期間及び区域……………	20
		●土地改良区役員の就退任……………	21
		●土地立ち入り測量……………	22

告 示

茨城県告示第578号

日立市における住居表示の実施に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、同市内の町の区域及び名称を次のとおり変更した旨、同市長から届出があつた。

この町の区域及び名称の変更は、昭和41年 6 月 1 日から効力を生ずるものである。

昭和41年 5 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

助 川 宮 田 地 区

町 名	字 名	地 番
助 川	平 沢	209番から351番の 4 まで
	東 平	2849番の 1 から2853番まで及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、高鈴町一丁目と変更
助 川	腰の塚	104番から194番まで、197番、206番から208番まで、2770番、2770番の 1
	池の上	2771番から2773番の 2 まで
	腰の塚	2774番から2794番まで、2796番の 1、2796番の 2、2821番の 1 から2822番の 2 まで及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、高鈴町二丁目と変更

宮 田	上諏訪台	296番の1から331番の2まで、333番から374番の8まで
	芝(柴)内	375番の1、375番の3から383番の3まで、412番の2、412番の4、413番の1、414番の1から414番の4まで、416番の1、416番の2、416番の4、421番の2から422番の1まで、422番の4、423番の3、424番の1、424番の5から424番の9まで、428番の2、428番の3、429番の2、430番の2
	鹿の場	3558番から3559番の3まで及び同地域に介在する道路、水路等の国有地の全部を、高鈴町三丁目と変更
宮 田	芝(柴)内	375番の2、392番の1から412番の1まで、412番の3、413番の2、414番の5から414番の7まで、416番の3、416番の5
	田中前	492番の2
	宮 前	597番、597番の5から598番の1まで、598番の4、598番の5、600番の1、600番の4、600番の5、601番から617番の3まで、617番の5、618番の2、618番の7から619番の1まで、619番の7、620番の2
	天神森	3537番の1から3537番の3まで
	鹿の場	3538番の1から3557番の2まで、3560番の1から3563番の11まで
	顔ヶ作	3564番の1
	上諏訪台	332番及び同地域に介在する道路、水路等の国有地の全部を、高鈴町四丁目と変更
宮 田	前 沢	170番から174番の2まで、176番の2
	芝(柴)内	422番の2、422番の3、422番の5から423番の1まで、423番の4から423番の6まで、424番の3、424番の4、428番の1、428番の4から429番の1まで、429番の3から430番の1まで、430番の3から432番まで
	椎木下	435番から438番まで、439番の3、440番から490番まで
	田中前	491番から492番の1まで、492番の3から529番まで
	田中下	530番から546番まで
	田 中	547番から581番まで
	宮 前	582番から596番の5まで、597番の2から597番の4まで、598番の2、598番の3、598番の6、600番の2、600番の3、600番の6、617番の4、617番の6から618番の1まで、618番の3から618番の6まで、619番の2から620番の1まで、620番の3から632番まで
	関 根	633番から646番まで、648番の4、650番の4、651番の2及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、白銀町一丁目と変更
	関 根	647番から648番の3まで、649番から650番の3まで、651番の3、652番の2から653番の1まで、653番の3、653番の4、654番の3から656番の2まで
	万城内	657番から663番の1まで、664番の1、664番の3から694番まで

蛇 内	695番から699番まで
万城内	700番、701番、702番、703番
蛇 内	703番の2から758番の2まで
宮 前	760番の2
蛇 内	761番の1から778番まで
杉 本	879番から882番まで、884番から888番の1まで
加 性	889番の1から926番まで
榎 平	927番から943番の2まで
榎 崎	944番から953番まで
榎 平	954番、955番
榎 崎	956番から958番の3まで
榎 平	959番
榎 崎	960番から964番まで
榎 平	965番
榎 崎	966番から968番の2まで
榎 平	969番の1、969番の2
榎 崎	970番の1から973番の2まで
榎 平	974番、978番
榎 崎	975番から977番まで、979番から997番まで
山 王	998番の1から1033番の2まで
橋の下	1034番から1041番まで
宮 田	1072番の1から1090番まで
天神森	3511番の4、3511番の7、3511番の10、3512番の3、3501番の5及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、白銀町二丁目と変更
宮 田	杉 本 781番から878番の4まで、883番、3420番から3424番まで
	山神前 3490番から3491番まで
	杉 本 3492番及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、白銀町三丁目と変更
宮 田	宮 田 1091番の1から1113番の4まで
	栄 田 1114番の1、1114番の2
	稲荷森 2617番の2、2618番の3、2619番の3、2622番の1、2623番の1、2623番の2、2624番
	中 山 2625番から2645番の2まで
	高津前 2646番の1から2689番まで
	稲荷上 2693番から2718番の5まで

石 倉 2719番の3, 2720番の2, 2720番の3, 2721番の2, 2722番の2, 2724番、
2736番
の4, 2725番、
2726番の5, 2730番の2, 2759番の1, 2759番の3, 2760番の3,
2762番の1, 2762番の3, 2763番の1, 2763番の2

烏ヶ沢 3319番から3321番の3まで

波の平 3323番の1から3353番まで

銭ヶ平 3354番, 3361番

元御立山 3362番の1から3362番の5まで

銭ヶ平 3363番から3366番まで及び同地域に介在する道路, 水路等の国有地の全部を,
宮田町五丁目と変更

多 賀 地 区

町 名	字 名	地 番
多 賀	川 向	343番の1(㊦), 343番の2(㊦), 344番の1から344番の4まで, 344番の6, 344番の7, 348番から350番の1まで, 351番の1, 351番の4, 352番の1, 352番の4, 353番の1, 353番の4, 354番の1から355番の1まで, 355番の 4, 356番の1, 356番の4, 357番の1, 357番の4
一町米		379番の1, 380番の1から381番の3, 382番の1, 387番の1から389番の3 まで
磯 道		390番から408番の1まで, 408番の3, 408番の4, 409番の1
久保の台		495番, 495番の1, 496番の1から509番の1まで, 509番の3から511番の1 まで, 512番の1, 513番の1から513番の3まで
久 保		529番の1, 529番の3, 530番の1から541番の3まで, 542番の1から542番 の3まで, 543番の1, 543番の3から543番の5まで, 544番の1, 545番の1
野 際		639番の1, 639番の2, 639番の5, 640番, 640番の2, 641番の2, 641番 の3, 642番の2, 643番の2(㊦), 644番の2
元新山		841番の8から841番の12まで, 842番の3, 842番の4, 843番の2, 843番の 3, 844番の2, 844番の4
角 又		851番の1から852番の5まで, 852番の8, 853番の2から853番の6まで, 853番の8から895番の2まで
石 仏		896番の1から939番の2まで, 940番, 941番の1
坂の上		942番の3, 944番の1, 945番の4, 946番の2, 946番の6から946番の9ま で, 958番の2, 962番の1から968番の5まで, 972番の1, 972番の3, 976番の2, 977番の1
油繩子	二の表原	563番の2, 563番の4, 563番の5, 563番の7, 564番の2, 565番の2, 566番の2, 566番の6から574番の1まで, 577番の2, 577番の5, 580番の

		4, 581番の1, 581番の3から583番の2まで, 583番の4, 583番の5, 583番の7, 584番の1
諏訪	向原	349番の1, 349番の3から350番の1まで, 351番の1, 351番の4から355番の1まで, 355番の5から355番の10まで, 356番の5, 361番の3及び同地域に介在する道路, 水路等の国有地の全部を, 鮎川町一丁目と変更
諏訪	向原	336番の1, 338番の1, 347番の1, 348番の1, 349番の2
油繩子	寺の下	454番の1, 455番の1から459番の1まで, 460番の1, 460番の4, 461番の1, 464番の1から472番の2まで, 473番の1, 473番の3から476番の1まで, 477番の1, 477番の2, 478番の2, 478番の3, 480番の1
二の宿並		494番の1, 494番の7, 495番の1, 501番の1, 502番, 503番の1, 508番の1, 509番の1, 514番の1, 514番の5から514番の9まで, 523番の2, 523番の7から524番の4まで
表原		525番から543番の1まで, 545番の2, 545番の4から547番の1まで, 547番の4, 549番の2, 550番の1, 551番から560番の1まで, 560番の3から562番まで
二の表原		563番の1, 563番の3, 563番の6, 564番の1, 564番の3, 565番の1, 565番の3, 566番の1, 566番の3から566番の5まで, 574番の2から577番の1まで, 577番の3, 577番の4, 578番の1から580番の1まで, 580番の3, 580番の5, 581番の2, 583番の3, 584番の2
平		591番の3, 593番の4から594番の2まで, 594番の6, 594番の7, 594番の9から613番まで
北峰		614番の1から615番の1まで, 615番の3から623番の1まで, 655番の1から655番の6まで及び同地域に介在する道路, 水路等の国有地の全部を, 鮎川町二丁目と変更
多賀	山野	655番の1(二), 656番の1から670番の1まで, 670番の3から671番の2まで, 676番の1から680番まで
新山		681番から725番の1まで, 725番の3, 725番の4, 725番の6, 726番の1, 726番の3から726番の5まで, 727番の1から727番の4まで, 728番の1から728番の4まで, 729番の1から730番の1まで, 730番の3から730番の5まで, 731番の1から731番の4まで, 732番の1から735番の4まで, 736番の1から736番の4まで, 737番の1から738番の1まで, 738番の4から739番の1まで, 739番の4から741番の1まで, 741番の4, 741番の5, 742番の1, 742番の3から747番の1まで, 747番の4から748番の1まで, 748番の4, 748番の5, 749番の1から753番の1まで, 753番の3から754番の1まで, 754番の4から755番の1まで, 755番の3, 755番の4, 755番の6

油繩子	下 原	805番の2, 805番の8, 805番の13, 806番の1, 806番の3, 806番の4, 807番の1, 808番の1から819番の2まで
	後久保	820番から837番まで
	元新山	838番の1から840番まで, 841番の2から841番の5まで, 841番の7, 842番の1(㊦), 842番の1(㊧), 843番の1, 844番の1, 844番の3, 845番の1, 845番の2
	角 又	846番の1から850番の2まで, 852番の7, 852番の9, 853番の7
	寺の下	460番の3
	二の表原	580番の2, 583番の6, 584番の3から584番の7まで
	平	585番から591番の1まで, 593番の1, 593番の2, 594番の5, 594番の8
	北 峰	615番の2, 634番の1から638番の3まで
	並 松	656番から683番の2まで
	散野原	693番の1, 696番の1から717番の2まで
	東散野	718番の1, 718番の2, 719番の2から722番の2まで, 731番の2, 732番の1, 740番の2, 743番の2
	下 原	784番の2から786番の1まで, 788番の1, 788番の4, 789番の1, 789番の2, 789番の4, 791番の2, 791番の3 及び 同地域に介在する道路, 水路等の国有地の全部を, 鮎川町三丁目と変更
	多 賀 新 山	753番の2, 755番の5, 755番の7, 756番の1, 756番の3から756番の6まで, 757番の1から759番の1まで, 759番の3, 759番の4, 759番の6, 759番の7

油繩子	下 原	767番の1から767番の3まで, 767番の8から768番の1まで, 768番の4, 768番の7から769番の1まで, 769番の4, 769番の6から770番の1まで, 770番の4, 770番の6から771番の1まで, 771番の4, 771番の6から776番の2まで, 776番の4, 777番の2から777番の5まで, 782番の2, 783番の2, 784番の1, 784番の2, 785番の1から805番の1まで, 805番の3から805番の7まで, 805番の10, 805番の11, 806番の2, 806番の5から806番の8まで, 807番の2, 807番の3
	東散野	718番の3, 725番の1から729番の1まで, 732番の2から740番の1まで, 741番から743番の1まで, 744番の1
	小豆洗	751番の1, 752番の1, 754番の1, 755番から769番まで
	井の下	770番から782番の1まで
	下 原	782番から784番の1まで, 786番の3から787番の2まで, 788番の2, 788番の3, 788番の5, 789番の3, 790番の1から791番の1まで, 791番の4から797番の2まで

油繩子	二の下原	798番の1から836番の2まで、836番の4、837番の1、837番の2、837番の4及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、鮎川町四丁目と変更
	宿 並	218番、219番、220番の1、221番の4、222番の6、227番の1から227番の3まで、228番の1から233番の1まで、233番の3、233番の4、235番の1、235番の3、236番、237番から244番まで
	坂の上	245番、246番から261番まで、261番の3、262番
	坂の下	281番、282番、283番から305番の4まで
	台の下	306番から326番まで
	梶 畑	327番の1から348番の1まで
	二の梶畑	349番から364番の1まで
	中散野	378番の1から407番の2まで
	西散野	418番の1から453番の2まで
	寺の下	454番の2、455番の2、459番の2、460番の2、461番の2、462番の2、472番の3から472番の5まで、473番の2、476番の2、477番の3、477番の4
	散野原	693番の2、695番の2
	東散野	743番の4、744番の2から745番の2まで
	小豆洗	746番の1から750番の2まで、751番の2、752番の3、753番の2、754番の3及び同地域に介在する道路、水路、河川等の国有地の全部を、鮎川町五丁目と変更
	大久保	猪 窪
	桜 本	223番の3、223番の4、224番の2、225番の2、229番の2、230番の2
小 沢		322番の2、323番の1、324番の1、325番の2、 $\left. \begin{smallmatrix} 326番 \\ 327番 \end{smallmatrix} \right\}$ の2、 $\left. \begin{smallmatrix} 326番 \\ 327番 \end{smallmatrix} \right\}$ の7から $\left. \begin{smallmatrix} 329番 \\ 330番 \end{smallmatrix} \right\}$ の1まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 331番 \\ 342番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、 $\left. \begin{smallmatrix} 332番 \\ 341番 \end{smallmatrix} \right\}$ 、333番の2、340番の1、343番から345番の1まで、 $\left. \begin{smallmatrix} 348番 \\ 349番 \end{smallmatrix} \right\}$ の3、 $\left. \begin{smallmatrix} 348番 \\ 349番 \end{smallmatrix} \right\}$ の5、348番の6、350番、351番
		$\left. \begin{smallmatrix} 352番 \\ 353番 \end{smallmatrix} \right\}$ から357番の1まで、357番の3、358番の1、358番の3、359番の1、359番の3から402番まで、407番から417番まで、419番の1、420番の1、421番から480番の1まで、481番の1、483番、484番、485番
	下	515番の1、516番の1、517番から531番の3まで、533番から534番の4まで
	関 口	535番の1、538番の1、581番、587番から589番まで、590番の2、590番の3、591番の1、591番の4、592番の2
	宮の後	814番
河原子	弁天前	443番の1、443番の2、443番の4から444番の2まで、444番の4、445番の1から446番の4まで、448番の1、448番の2、448番の4から449番の2ま

で、449番の4、452番の1、452番の2、452番の4から453番の2まで、453番の4から453番の6まで、453番の8、453番の9、463番の1から464番の2まで

板橋 465番の1から477番まで

十石前 478番から480番の1まで、481番の1、483番の3、483番の5、485番の10

十石屋敷添 554番の1、554番の2

大久保 小沢 419番の1、421番、422番

申内 929番の4

小沢 423番、424番、446番

407番、408番、409番、414番、415番、416番、417番、425番

410番の2、410番の3、411番、413番の1、413番の3、414番、425番

398番の1、398番の2、399番、400番、401番の1、401番の2、402番、410番の1

下 531番の1、531番の2、533番、534番の1

関口 587番、588番の1、588番の3、588番の2、589番、591番の4

小沢 420番の1、421番、446番、447番、448番、449番

関口 535番の1、538番の1及び同地域に介在する道路、水路、並木敷等の国有地の全部を、千石町3丁目と変更

大久保 弥生坂 140番の2、141番の1、148番の1、148番の2、149番の1から150番の1まで、151番の1、152番の1、153番の1から154番の1まで、154番の4

天王 177番の1、178番の1、179番から186番の1まで、186番の3から188番の1まで、188番の3、189番の2、189番の3、190番の1から217番の2まで

猪窪 218番の1から223番の2まで、224番の1、225番の1、226番の1から229番の1まで、230番の1、231番から250番の2まで、251番の1から251番の3まで、252番の2

桜本 348番の4、348番の7から348番の13まで

小沢 357番の2、358番の2、359番の2

金沢 屋代前 1796番の1から1796番の3まで、1796番の5、1796番の7から1796番の9まで、1797番の2

杉西 1882番の2

山道 1984番の4、1985番の2から1986番の1まで、1986番の4

河原子 那知山 286番の1、286番の3、287番の1、288番の1、289番の1、289番の2、290番の1、291番の1、291番の2、293番の1、293番の2、294番の1から295番の2、296番の1、298番の1、299番の1から315番まで

経 塚 316番から327番の2, ^{328番}_{333番}の1から329番まで, 330番の1から331番の2
まで, 331番の4, 331番の5, 335番の1, 336番の1, 336番の3から338番
の1まで, 338番の3から342番の1まで, 342番の3

那知山後 344番の3から344番の5まで, 344番の7から344番の9まで及び同地域に介
在する道路, 水路, 並木敷等の国有地の全部を, 千石町4丁目と変更

茨城県告示第579号

消防法(昭和34年法律第86号)第13条の3の規定にもとづく昭和41年度危険物取扱主任者試験を
下記試験要綱により施行する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

危険物取扱主任者試験要綱

1 試験の種類

甲種危険物取扱主任者試験及び乙種危険物取扱主任者試験(各種)

2 受験資格

(甲 種 試 験)

- (1) 消防法第13条の3第3項第1号に規定する者(参考事項参照)
- (2) 消防法第13条の3第3項第2号に規定する者(参考事項参照)

(乙 種 試 験)

消防法第13条の3第4項に規定する者(参考事項参照)

3 試験の方法

択一式による筆記試験を下記科目について行なう。

(甲 種 試 験)

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
- イ 危険物の類ごとに共通する特性
- ウ 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- エ 品名ごとの危険物の一般性質
- オ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

(乙 種 試 験)

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する必要な基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する概論
- イ 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性
- ウ 受験に係る類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- エ 受験に係る危険物の品名ごとの性質
- オ 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

同時に2種類以上の乙種危険物取扱主任者試験を受ける者については前記の試験科目のうち1種類の当該試験(1)及び(3)の試験科目をもつて他の種類の当該試験科目とする。

4 試験科目を免除される者

- (1) 第1類又は第5類の危険物に係る乙種危険物取扱主任者試験を受ける者であつて、火薬取締法第31条第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬取扱主任者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、前記試験科目のうち(1)のア及びイ並びに(2)のイ及びエの試験科目を免除する。
- (2) 乙種危険物取扱主任者免状所有者については、(1)基礎物理学及び基礎化学 (2)危険物に関する法令が免除になつたから受験願書に現に所持している免状の写を添付すること。

5 試験日および試験地

(1) 期日及び時間

昭和41年7月17日(日曜日)

試 験 種 別		時 間	
乙 種	甲 種	9. 0 0	— 1 2. 4 0
	1 種類受験する者	9. 0 0	— 1 2. 0 0
	2 "	9. 0 0	— 1 2. 4 0
	3 "	9. 0 0	— 1 3. 4 0
	4 "	9. 0 0	— 1 4. 2 0
	5 "	9. 0 0	— 1 5. 0 0
	6 "	9. 0 0	— 1 5. 4 0

(2) 試 験 地

水戸、日立、土浦、下館の4市で実施する。受験者は受験に便利な1市を選択すること。ただし、受験申請受理後の変更は認めない。

試験場は次のとおりである。

(水戸市)	水戸市大町2丁目2の14	茨城県立水戸第二高等学校
(日立市)	日立市若葉町15	茨城県立日立第一高等学校
(土浦市)	土浦市外西町100	土浦市立第一中学校
(下館市)	下館市中山町	茨城県立下館第一高等学校

6 合格者の決定および発表

(1) 決 定 方 法

各試験とも、各試験科目の成績を総合して一定の合格点に達したものを合格者に決定する。ただし、各試験科目の(1)(2)及び(3)のうち、いずれかにおいて一定の水準点に達しない者は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格とする。

(2) 発 表

昭和41年7月26日に茨城県総務部消防防災課において掲示し、合格者には文書で通知する。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験願書提出先

茨城県総務部消防防災課(居住地を管轄する市町村を経由すること)

(2) 受 付 期 間

昭和41年6月10日～7月1日(締切当日の市町村受付印のあるものまで有効)

(3) 提 出 書 類

ア 危険物取扱主任者試験受験願書

イ 受験資格を証明する書類

甲種試験受験者は、消防法第13条の3第3項第1号の資格については、当該学校長の卒業証明書及び危険物取扱実務経歴証明書、同法第13条の3第3項第3号の資格については、既に交付を受けた乙種免状の写し(用紙の大きさは日本工業規格B5とする)危険物取扱実務経歴証明書、乙種試験受験者は危険物取扱実務経歴証明書

ウ 写 真 1 枚

上半身、脱帽、正面向、縦6cm、横4.5cmで願書提出前6カ月以内に撮影したものを受験願書に添付すること。

エ 収 入 証 紙

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験するものは1類につき500円を手数料として納付すること。

収入証紙は受験願書にちよう付すること。

収入証紙の代わりに現金、郵便切手または国が発行する収入印紙等で申請をしても受理しない。

受験手数料は、申請受付後は申請を取り消した場合または試験を受けなかつた場合でも返還しない。

オ 本要綱の4により試験科目の免除を受けようとする者は、該当する免状の写し(用紙の大きさは日本工業規格B5とする)を受験願書に添付するとともに当日試験場においてあらかじめ担当の係員に提示すること。

カ 2種以上にわたる受験希望者は1枚の受験願書に受験希望種類を明記すること。

(4) 申請の受理された受験者には受験票を交付する。

(5) そ の 他

受験願書、危険物取扱実務経歴証明書の用紙は、消防防災課、消防本部、各市町村役場に請求すること。

上記書類を郵便で請求する場合は、あて先を明記し、郵便切手10円をちよう付した返信用封筒を同封すること。

[参考事項]

消防法第13条の3

第1項 省 略

第2項 省 略

第3項 左の(次の)各号の一に該当する者は、甲種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

第1号 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学もしくは短期大学において化学に関する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で6カ月以上危険物取扱の実務経験を有するもの

第2号 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者

第4項 6カ月以上危険物取扱の実務経験を有する者は、乙種危険物取扱主任者試験を受けることができる。

茨城県告示第580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定、変更並びに廃止をした。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者の 氏 名	指 定 年 月 日
医科	1450	遠 藤 内科医院	勝田市中央町 6番地の7	内科、胃腸科、 循環器科、小児 科	遠藤 一二	昭和41年 3月28日
〃	1451	袖 山 医 院	西茨城郡岩瀬町大字 岩瀬149	内科、外科、産 婦人科	袖山 泰子	〃 2月26日
〃	1452	関 内 科 医 院	勝田市勝倉大平3433	内科、小児科、 放射線科	関 克己	〃 4月1日
〃	1453	鯉淵病院付属 高萩 産婦人科医院	高萩市本町1丁目 6番地	産婦人科、小児 科	鯉淵 英一	〃 5月1日

2 変 更

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	変 更 事 項 新 旧	変 更 年 月 日
医科	311	茨城県協同 病院	水戸市宮町3丁目 2番7号	内科、外科、 小児科、放射 線科、皮膚科、 産婦人科、泌 尿器科、耳鼻 科	水戸市宮町 3丁目2番 7号 水戸市黒羽 根町296	昭和41年 4月1日

3 廃 止

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者の 氏 名	廃 止 年 月 日
医科	494	袖 山 医 院	西茨城郡岩瀬町大字 岩瀬149	内科、外科、 整形外科、性病 科、皮膚科	袖山 岩男	昭和41年 2月8日
〃	1328	関内科小児科医 院	勝田市勝倉大平3433	内科、小児科	関 克己	〃 3月31日

茨城県告示第581号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための指定(昭和41年茨城県告示第3号)の一部を次のように改める。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 埼玉県北足立郡を加える。

茨城県告示第582号

家畜伝染病予防法第6条に基づき、ひな白痢検査を下記のとおり受けることを命ずる。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施の目的 ひな白痢の発生予防
2 実施する区域 県下一門

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種卵を生産する鶏及びその候補鶏
- 4 実 施 期 間 昭和41年 5 月30日から12月28日まで
- 5 実 施 方 法 ひな白痢急速診断用菌液による凝集反応法
- 6 そ の 他 実施の細部については所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第583号

家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき、牛の流行性感冒の予防注射を下記のとおり受けることを命ずる。

昭和41年 5 月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実 施 の 目 的 牛の流行性感冒の発生予防
- 2 実 施 する 区 域 県下一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛
- 4 実 施 期 日 昭和41年 6 月 1 日から 9 月30日まで
- 5 実 施 の 方 法 牛の流行性感冒予防液による皮下注射
- 6 そ の 他 実施の細部については所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第584号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年 5 月26日

茨城県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者 氏 名)	営業所又は工場 名 称 所 在 地	業 種
昭和 41. 5. 25	北振 第 6 号	常陸太田市亀作町 1563-1		橋本 五郎	住所に同じ	第 1 種
"	" 第 7 号	" 稲木町 1158		山崎 軍司	"	"
"	" 第 8 号	" 内田町 2618		橋本 房吉	"	"
"	" 第 9 号	久慈郡水府村東染 1898		大越 量	"	"

昭和 41.5.25	北振 第10号	久慈郡水府村天下 野6367		小川 昌		住所に同じ	第1種
〃	〃 第11号	常陸太田市内田町 3737		富岡金次郎		〃	〃

第4種業者登録

昭和 41.5.25	北振 第4号	久慈郡水府村上高 倉548	合名会社 小池商店	小池 健	合名会社 小池商店	住所に同じ	第4種
---------------	-----------	------------------	--------------	------	--------------	-------	-----

茨城県告示第585号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡市	町村	字	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
鯉 淵 の 9	東茨城	内原				4	9,808 ^{m²}	買戻跡地
野 田 の 5	〃	小川				2	5,568	
〃	〃	〃				共有 1	573	

茨城県告示第586号

昭和41年4月7日茨城県告示第393号による大和村西土地改良区の大和西地区土地改良事業計画変更は、昭和41年5月18日認可した。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第587号

報恩寺土地改良区から昭和41年4月2日付申請のあつた報恩寺地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

報恩寺土地改良区定款写し

報恩寺地区土地改良事業計画書

2 縦 覧 の 期 間 昭和41年6月1日から6月21日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第588号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 水戸市愛宕町2005

道路の幅員及び長さ 幅員 6 m
延長 49m

茨城県告示第589号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 水戸市河和田町字巡見1983, 1990—1

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 64.87m

茨城県告示第590号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 水戸市渡里町字程久保2766—3, 2768—1, 2768—2, 2768—3,
2768—4

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 69.77m

茨城県告示第591号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 水戸市笠原町1374—2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 44.62m

茨城県告示第592号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 水戸市谷田町字袴山883番地の内
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 510.5m

茨城県告示第593号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 勝田市津田字片岡1945—1, 1944
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 158.7m

茨城県告示第594号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 那珂郡那珂町大字中台字東下宿890—1

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 69m

茨城県告示第595号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 那珂郡東海村大字船場字久慈海道702—10

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 51.5m

茨城県告示第596号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 那珂郡大宮町東富尻645

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 72m

茨城県告示第597号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 那珂郡東海村1739の35, 1739の37
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 110.79m

茨城県告示第598号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 日立市成沢町字相川647の4
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 13.6m

茨城県告示第599号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日
指 定 の 位 置 古河市古河出口住還東4609—3
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 53m

茨城県告示第600号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年5月26日

指 定 の 位 置 下館市大字女方字東新田268—5、268—3、268—4、268—31

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 162.7m

茨城県告示第601号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり廃止したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

廃 止 年 月 日 昭和41年5月26日

廃 止 の 位 置 下館市大字女方字東新田268—5、268—3、268—4、268—31

廃止する道路の幅員及び長さ

幅員 4 m

延長 171.5m

公 告

●内漁管指示第15号

天然及び放流稚あゆの成長を促進し、その保護を図るため漁業法第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和41年5月26日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 須 忠 彦

次に定める期間及び区域において、あゆを採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域
6月1日から6月30日まで	那珂川支流のうち藤井川、緒川

●土地改良区役員の就退任

古河市新久田に事務所をおく御所沼土地改良区から、下記のとおり役員が就退任した旨届出があったから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年5月26日

茨城県境土地改良事務所長 上 野 秀 雄
記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市新久田 958	理 事	並 木 森代七	
" " 684	"	並 木 勝 司	
" 長谷 196	"	植 竹 定 司	
" 鴻之巣 991	"	岩 崎 久 弥	
" 古河 6929の2	"	鈴 木 国 雄	
" 新久田 247	"	粕 谷 勇	
" 古河 6735の2	"	斎 藤 寛 治	
" 牧野地 419	"	粕 谷 政 休	
" " 357	"	横 山 吉 蔵	
" 鴻之巣 770の1	"	横 山 豊	
" 駒ヶ崎 95	"	小 倉 実	
" 原 381	"	小 倉 信 市	
" 鴻之巣 417	"	小 倉 重 興	
" 長谷 244の1	監 事	植 竹 伊三郎	
" 新久田 469	"	並 木 定 吉	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市新久田 958	理 事	並 木 森代七	
" 鴻之巣 770の1	"	横 山 豊	
" " 991	"	岩 崎 久 弥	
" 牧野地 357	"	横 山 吉 蔵	
" 原 381	"	小 倉 信 市	
" 古河 6250	"	小 堀 今 市	
" 新久田 684	"	並 木 勝 司	
" 鴻之巣 417	"	小 倉 重 興	
" 牧野地 419	"	粕 谷 政 休	
" 新久田 247	"	粕 谷 勇	
" 長谷 196	"	植 竹 定 司	
" 古河 6735の2	"	斎 藤 寛 治	
" 長谷 244の1	監 事	植 竹 伊三郎	
" 新久田 469	"	並 木 定 吉	

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年5月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 一級河川大谷川河川局部改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
下館市大字西方字浜田，為田，権現下，実無
〃 大字野殿字深作，根田，大道下
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和41年5月30日から
昭和41年12月30日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)